

「マイカー共済」が新しくなります

マイカー共済

自動車総合補償共済

こくみん共済 coop 〈全労済〉（全国労働者共済生活協同組合連合会 代表理事理事長：廣田政巳）は、2020年4月1日より「マイカー共済（自動車総合補償共済）」の制度改定を行います。

1. 主な改定内容

(1) 民法改正（2020年4月）の概要および当会での対応

2020年4月1日に施行される民法改正における定型約款に関する規定の新設を踏まえ、当会では、ご加入いただいている共済契約の内容は、商品に応じて設定する「事業規約・細則」とします。

(2) 共済掛金の改定

民法改正による法定利率の変更、これまでの共済金の支払状況を踏まえて、共済掛金の見直しを行います。

※ 契約条件により、掛金が引き下げまたは引き上げとなる場合があります。

(3) 主たる被共済者年齢区分の見直し

リスク格差の大きい主たる被共済者年齢区分「70歳以上」を「70歳以上75歳未満」と「75歳以上」に細分化します。

(4) 普通・小型乗用車の型式別掛金クラスの細分化

普通・小型乗用車の型式別掛金クラス数を9クラスから17クラスに細分化し、型式ごとの事故発生状況（実績）を適切かつ公平に掛金に反映します。

(5) 軽四輪乗用車における型式別掛金クラスの導入

基本補償※および車両損害補償に型式別掛金クラス（3クラス）を導入します。

※ 基本補償とは、「対人賠償・自損事故傷害特約、対物賠償、人身傷害補償・搭乗者傷害特約」をいいます。

(6) 軽四輪乗用車におけるAEB割引の適用対象期間の改定

軽四輪乗用車におけるAEB割引の適用対象期間を「型式が発売された年度（4月1日～翌3月31日）に3を加算した年（暦年）の12月末までの期間」とします。

(7) その他の改定

- ① 共済掛金口座振替特約の払込猶予期間の延長
- ② ハイブリッド車割引の改定
- ③ 配偶者の範囲拡大
- ④ 共済契約者死亡時の契約承継手続きの取り扱いの見直し
- ⑤ 主たる被共済者、被共済自動車の範囲の変更

2. 実施時期

新規：契約発効日が2020年4月1日以降となる契約

継続：2020年3月以降に満期を迎え、継続となるご契約

※ 更新時期にかかわらず、2020年4月1日からすべてのご契約に適用される項目1.(7)①④⑤もあります。

※ 詳細については、別紙をご覧ください。

全労済から
「こくみん共済 coop」へ

たすけあいの輪をむすぶ

2020年4月
改定

改定のご案内



マイカー共済は2020年4月1日以降に更新を迎えるご契約より、改定を行います。
皆さまにより安心・納得してご利用いただけるよう、補償・サービスの向上に努めてまいります。

〈主な改定内容〉

① 民法改正(2020年4月)の概要および
当会での対応

⑤ 軽四輪乗用車における
型式別掛金クラスの導入

② 共済掛金の改定

⑥ 軽四輪乗用車における
AEB割引の適用対象期間の改定

③ 主たる被共済者年齢区分の見直し

⑦ その他の改定

④ 普通・小型乗用車の型式別掛金クラスの
細分化

※更新時期にかかわらず、2020年4月1日から全てのご契約に
適用される項目もございます。該当項目には★印を記載して
います。

1 民法改正(2020年4月)の概要および当会での対応

民法には、契約等に関する最も基本的なルールが定められています。今回、契約に関する規定を中心に、社会・経済の変化への対応を図るため、また、現在の裁判や取引の実務で通用している基本的なルールを明文化し、わかりやすくするための改正が行われます。

1 ^{ていけいやくかん} 定型約款に関する規定の新設(改正民法第548条の2～第548条の4)

- ① 定型約款を契約内容とする旨の表示があれば、個別の条項にも合意したもののみなされます。
また、信義則(民法1条2項)に反して相手方の利益を一方的に害する条項は無効となります。
- ② 契約者等から請求があった場合には、事業者・団体は相当な方法(ホームページでの掲載等)で定型約款の内容を表示する必要があります。
- ③ 以下に該当する場合には、事業者・団体が既存の契約も含めて定型約款の内容を変更できることとなります。
ア. 変更が顧客の一般の利益に適合する場合
イ. 変更が契約の目的に反せず、かつ、変更に係る諸事情に照らして合理的な場合

〔当会での対応〕

- 加入の共済契約の契約内容(定型約款)は、商品に応じ設定する「事業規約・細則」となります。
2020年4月1日以後に発効する新規契約・更新契約の事業規約・細則は当会ホームページに掲載します。
なお、事業規約・細則とは別に、ご契約内容の大切な事柄をご案内するため、事業規約・細則の内容等をまとめた「ご契約のしおり」もご用意しています(ホームページからもご覧いただけます)。

「事業規約・細則」「ご契約のしおり」 <https://www.zenrosai.coop/tebiki.html>

- 法改正や社会情勢等の影響により、共済期間の途中でも契約内容を変更することがあります。契約内容を変更する場合には、事前に変更内容、適用日について当会のホームページに掲載するなどによりご案内します。

2 法定利率の変更

法定利率が現在の「年5%」から「年3%」に引き下げとなり、その後も市場の金利水準に合わせて3年ごとに法定利率が変更する仕組みが導入されます。これに伴い、損害賠償における逸失利益の金額や、共済金のお支払いにおける遅延利息の計算方法が変更となります。

2 共済掛金の改定

民法改正による法定利率の変更、これまでの共済金の支払状況を踏まえて、共済掛金の見直しを行います。これにより、個々の契約条件によって掛金が引き下げまたは引き上げとなる場合があります。

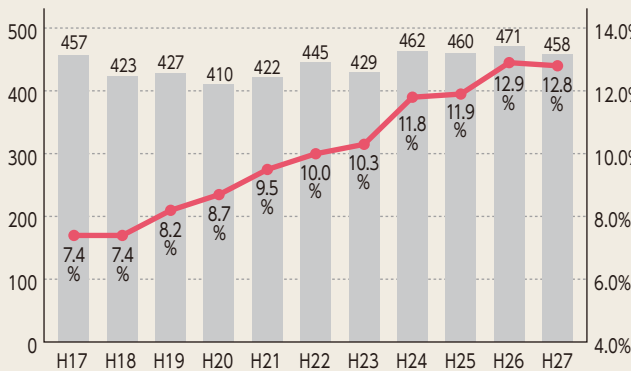
3 主たる被共済者年齢区分の見直し

契約者間の共済掛金負担の公平性を確保するために、年齢間のリスク実態を主たる被共済者年齢区分に反映させ、リスク格差の大きい「70歳以上」について「70歳以上75歳未満」と「75歳以上」に細分化します。

※主たる被共済者年齢区分とは、運転者年齢条件を「26歳以上補償」または「35歳以上補償」に限定される場合、主たる被共済者の年齢に応じて適用される掛金区分のことをいいます。

現行 改定	30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 70歳未満	70歳以上	
						70歳以上 75歳未満	75歳以上

■75歳以上の高齢運転者による死亡事故件数および構成比



75歳以上の運転者による死亡事故が増加

一般統計を見ると、全体の交通事故死亡件数のうち、75歳以上の高齢運転者による死亡事故の割合が増加傾向にあります。

※(出典)警察庁交通局ホームページ

4 普通・小型乗用車の型式別掛金クラスの細分化

普通・小型乗用車の型式別掛金クラス数を9クラスから17クラスに細分化し、型式ごとの事故発生状況(実績)をより適切かつ公平に掛金に反映します。

なお、掛金クラス間ごとの共済掛金の格差は1.2倍から約1.1倍に見直しを行います。最も低いクラスと最も高いクラスの格差(約4.3倍)の見直しは行いません。



※損害保険料率算出機構で型式別料率クラスの見直しがあった場合、マイカー共済の型式別掛金クラスも見直しを行います。

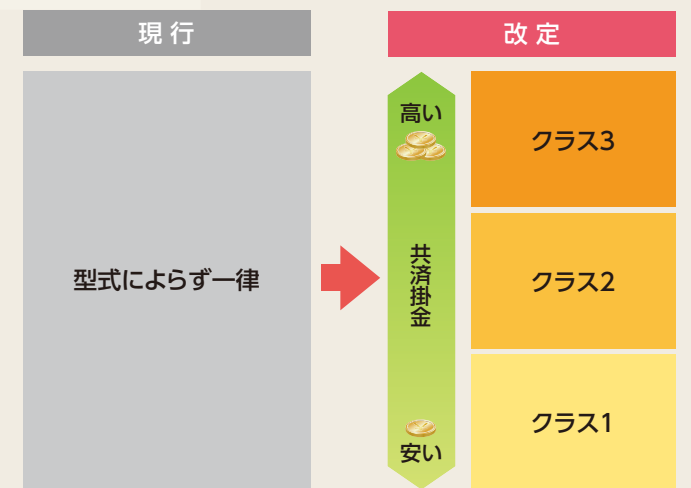
5

軽四輪乗用車における型式別掛金クラスの導入

近年の軽四輪乗用車の普及台数増加に伴い、安全装置の搭載など自動車ごとの特性(形状・構造・装置・性能)も多様化してきました。

よって、普通・小型乗用車と同様に、型式ごとの事故発生状況(実績)をより適切かつ公平に反映させた掛金設定とするために、軽四輪乗用車に対しても基本補償*および車両損害補償に型式別掛金クラス(3クラス)を導入します。

*基本補償とは、「対人賠償・自損事故傷害特約、対物賠償、人身傷害補償・搭乗者傷害特約」をいいます。



※損害保険料率算出機構で型式別料率クラスの見直しがあった場合、マイカー共済の型式別掛金クラスも見直しを行います。

6

軽四輪乗用車におけるAEB割引の適用対象期間の改定

軽四輪乗用車に型式別掛金クラスが導入されたことに伴い、AEB割引の適用対象期間を以下のとおり改定します(普通・小型乗用車と同様の適用対象期間となります)。

なお、普通・小型乗用車の適用対象期間は変更ありません。

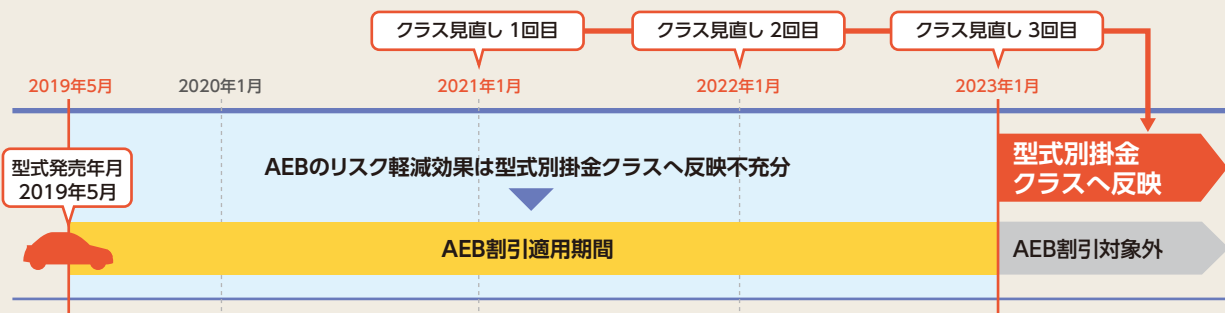
	現行	改定
適用期間	型式の発売年月を問わず適用	<p>型式が発売された年度(4月1日～翌3月31日)に3を加算した年(暦年)の12月末までの期間</p> <p>※上記期間に共済期間の開始日が含まれていることがAEB割引適用条件です。</p>

型式別掛金クラスとAEB割引の関係について

型式別掛金クラスは、新たな型式が発売されたときには、その排気量や新車価格帯などによって掛金クラスを決定しますが、その後は、下図のように直近3か年の型式別の損害率を検証し、「掛金クラス見直し」を毎年1月1日に実施しています。事故実績の蓄積が十分な型式では、「クラス見直し」によりリスク実態に見合った掛金クラスが決定されるため、AEBによるリスク軽減効果も反映されていることとなります。一方、発売されて間もない型式のように事故実績の蓄積が充分でない型式については、AEBのリスク軽減効果が掛金クラスに充分反映されているとはいえません。

AEB割引は、この充分に反映できていない部分を補完するため、型式発売後3年以内の型式について適用されるものです。

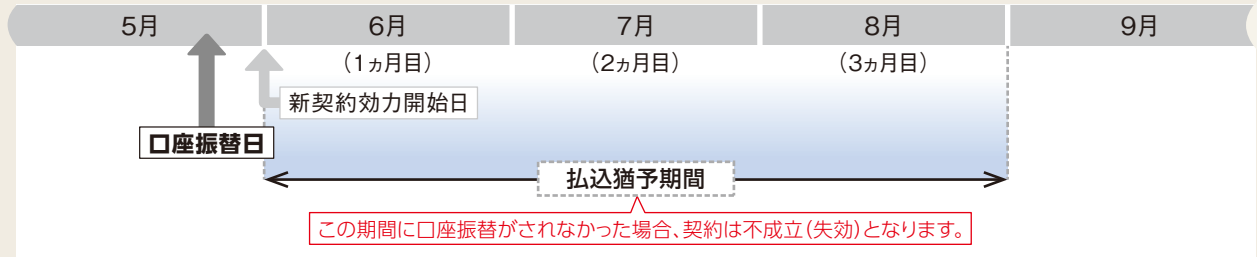
例) 2019年5月に発売された型式の場合



1 共済掛金口座振替特約の払込猶予期間の延長 ★

口座振替時の第2回目以降の共済掛金の払込猶予期間を払込期限(月末)の翌日から3ヵ月間に延長します(4回目の振替不能で契約不成立(失効)となります)。

【例】新契約効力開始日が6月1日の場合(払込期限:5月31日)



※月払契約の場合、引落不能額を合算して請求します。

2 ハイブリッド車割引の改定

ハイブリッド車や電気自動車等の割引率を「3%」に改定します。なお、これまでと同様に割引適用期間の制限はなく、福祉車両割引との併用も可能です。

3 配偶者の範囲拡大

組合員の多様な個性や家族形態を尊重し、事実上婚姻関係と同様の事情にある同性パートナーを当会で定める配偶者の定義に含めます。

4 共済契約者死亡時の契約承継手続きの取り扱いの見直し ★

契約者が死亡された際の承継手続きの期限は、契約者が死亡された時点でのご契約期間の契約満了日までと定めていましたが、期限を過ぎた場合であっても、契約承継を可能とします。

5 主たる被共済者、被共済自動車の範囲の変更 ★

① 主たる被共済者

現行の「被共済自動車の所有者」から「被共済自動車を主に使用する方」に変更します。

② 被共済自動車

現行の「主たる被共済者が所有する自動車」から「主たる被共済者が主に使用する自動車」に変更します。

※主たる被共済者の範囲(共済契約者、契約者の配偶者、契約者と同居する親族、契約者の配偶者と同居する親族)は変更ありません。
 ※主たる被共済者を変更する場合、上記に記載している主たる被共済者の範囲内で変更いただくことができますが、契約者ご自身での変更手続きが必要となります。

※主たる被共済者は人身傷害補償、無共済者傷害、他車運転危険補償、交通事故危険補償特約等の補償を受けられる方を定める基準となります。**主たる被共済者を変更される場合は、補償の対象となる方の範囲が変わりますのでご注意ください。**

ここに掲載している内容は、制度改定の概要を説明したものです。詳細は「ご契約のしおり」などをご確認ください。

改定内容はホームページからもご覧いただけます。

<https://www.zenrosai.coop/kyousai/mycar/kaitei2020>

